



市では、長年市民に親しまれてきた旧県立美術館(旧県美)の景観や文化的価値を、中心市街地のまちづくりの生かしたいと考えています

旧県立美術館の利活用

芸術 歴史 文化 交わる

問い合わせ
企画調整課新文化施設整備担当
☎(888)5462

現段階での旧県立美術館利活用
今後のスケジュール

平成30年度	基本・実施設計
31年度～ 32年度	改修工事、運営 管理計画の策定
32年度中	開館予定

コンセプト

中心市街地の新たなまちの魅力とにぎわいの創出を図るため、「芸術文化ゾーン」の形成と充実に取り組んでいます。旧県美は、平成33年度にオープン予定の県・市連携文化施設(現在の県民会館)と向かい合い、久保田城跡である千秋公園の入口に位置していることから、その立地を生かし、芸術文化と歴史文化をテーマとした交流の場として利活用することを検討しています。

■芸術文化交流機能 「創造」「活動」「交流」をキーワードとした発信型・体験型の施設

■歴史文化交流機能 「現在と過去」「時層と回遊」をキーワードとした旧城下町を中心とする歴史案内施設

時層＝まちに積み重なる時間の層。歴史や文化そのもの。

公開ワークショップの参加者を募集(定員20人程度)

中心市街地活性化をめざし、「芸術文化ゾーン」の充実を図る視点から、旧県美の利活用を一緒に考えるワークショップを開催します。

参加資格▶市内在住(在勤・在学)の高校生以上で、全日程に参加できるかた(高校生は保護者の同意書が必要です)。なお、ワークショップの様子をホームページなどに掲載することに同意していただけることが条件です

テーマ	日時・会場	内容
スタートアップ 旧県美!	11月19日(日)13:30～16:30 千秋美術館	▶フィールドワーク ▶フリートーク
旧県美の 活用方法	11月30日(木)18:30～20:30 中央市民サービスセンター(市役所3階)	▶他都市の事例紹介 ▶グループワーク
旧県美の 管理・運営方法	12月14日(木)18:30～20:30 中央市民サービスセンター(市役所3階)	▶グループワーク
ファイナルアクト 旧県美!	12月17日(日)10:00～15:00 中央市民サービスセンター(市役所3階)	▶グループごとの プレゼンテーション

応募方法

企画調整課ホームページにある参加申込書で、10月31日(火)17:00までにご応募ください。詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/pl/mn/>

衆議院議員総選挙

投票は、
投票所入場券に
記載されている
投票所で！

小選挙区選出議員選挙
比例代表選出議員選挙

最高裁判所裁判官国民審査も同時に実施

投票日

10月22日(日)

午前7時～午後8時

(河辺・雄和は午後7時まで)

〔開票〕

同日午後9時15分～

CNAアリーナ★あきた

選挙へ行こう！



期日前は21日(土)まで！

期日前投票所と投票時間

▼市役所1階市民ホール

〓午前8時30分～午後8時

▼西部市民サービスセンター3階

〓午前8時30分～午後6時

▼北部市民サービスセンター1階

〓午前8時30分～午後6時

▼河辺市民サービスセンター2階

〓午前8時30分～午後5時

▼雄和市民サービスセンター1階

〓午前8時30分～午後5時

▼岩見三内連絡所▼大正寺連絡所

〓午前8時30分～午後5時

▼秋田駅西口ぼほろーど

〓午前10時～午後8時

▼イオンモール秋田2階

〓午前10時～午後8時

投票所入場券の裏面に印刷されている「宣誓書」に、事前に記入してお持ちください

秋田市選挙管理委員会事務局
☎(0888)5786

市政トピックス



丈夫に育つようお願いしながら植えました

通水110周年を記念して
ソメイヨシノを植樹

1907(明治40)年に藤倉水源
地から市内の一部へ給水が行われ
て今年で110周年になることを記念
し、9月29日、関係者のみなさん
を招待し、藤倉記念公園でソメイ
ヨシノの植樹を行いました。

式典には、小学生から公募した
水に関するポスターの今年度優秀
作品に選ばれた児童のみなさんら
も出席し、表彰式のあと一緒に8
本の苗木を植えました。

秋田市上下水道局は、「いつで
もいつまでも秋田市の上下水道」
を基本理念に、今後も良質なサー
ビスを提供してまいります。

上下水道局総務課
☎(0823)8434

投票所変更

■第85投票所

外旭川地区コミュニティセンター



秋田市中央卸売市場管理棟

投票場所変更

■第9投票所 牛島小学校

ミーティングルーム



■第34投票所 仁井田小学校

体育館

多目的スペース
(入口は児童昇降口)

■投票所入場券 郵便でお届けしてい
ます。投票所入場券を紛失しても投
票所で再発行し、投票できますので、
受付でお話してください。

■点字投票 視覚障がいがあるかた
は、点字による投票もできます。

■代理投票 身体の故障などで、自ら投
票用紙に書くことができないかた
は、投票所でご本人が申請すると、係
員がご本人に代わって投票用紙に代
筆し、投票を補助します。

秋田市に転入

秋田市で投票できるかた▼平成11年10
月23日以前に生まれ、平成29年7月9日
までに秋田市に住民登録をして、引き続
き3か月以上市内に住んでいるかた
▼平成29年9月30日以降に、市内で転居の届
け出をしたかたは、転居前の住所地の投票
所での投票になります。

平成29年7月10日以降、他市
町村から秋田市に転入してきた
かたは、前に住んでいた市町村
での投票になります。

*前の居住地から投票用紙を送っても
らい、秋田市で不在者投票をするこ
ともできます。前の居住地の選挙管
理委員会にお問い合わせください。

秋田市から転出

平成29年6月22日以降、秋田市
から他市町村に転出したかたで、
秋田市の選挙人名簿に登録されて
いるかたは、秋田市で投票できま
す。ただし、すでに転出先の選挙
人名簿に登録されている場合は、
転出先での投票になります。